

令和6年度使い捨てプラスチック容器削減等に係る普及啓発業務委託 仕様書

第1 委託業務名

令和6年度使い捨てプラスチック容器削減等に係る普及啓発業務委託

第2 委託業務の目的

近年プラスチックによる海洋汚染が世界的な問題となっており、我が国においても使い捨てプラスチックの削減等に向けた動きが広がっている。

本市では、これまでから、容器包装をはじめとするごみの減量のPRやマイボトルの携行など、環境にやさしい行動の実践や人々のライフスタイルの転換を進めるため、マイボトル対応の店舗や衣料品自主回収の店舗（以下「推奨店」という。）に関する広報等を行うとともに、「給水スポット」の整備・情報発信を行うなど、取組の推進を図ってきた。[【https://kyoto-kogomi.net/mybottle/】](https://kyoto-kogomi.net/mybottle/)

今後、推奨店数を一層伸張させ、推奨店における京都市民のマイボトル利用を促進させるため、また、インバウンドの回復に伴う国内外からの観光客の増加や、2025年の大阪・関西万博でマイボトル利用が推奨される方向性であることなどから、京都観光をサステナブルに楽しんでいただけるよう、推奨店や給水スポットなど、マイボトルが利用できるスポットのPR強化が必要である。

本業務は、マイボトル及び水道水の更なる利用促進や、民間による衣料品自主回収の利用について、市民及び観光客への周知・啓発を行い、ペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチック容器の使用抑制を図るものである。

第3 委託期間

契約日～令和7年3月31日（月）

第4 委託業務内容（企画提案事項）

1 マイボトル推奨店支援、市民啓発

(1) 推奨店管理運営（マイボトル推奨店、衣料品自主回収推奨店）

ア 登録ステッカーの送付

推奨店に対し、本市が提供するステッカーを送付する（新規登録店及び既存登録店（劣化に伴う再送付））。送付に当たっては、推奨店からの依頼又は当課からの指示に基づき、各推奨店等に指定部数を直接納品すること。新規登録の推奨店に対しては登録後速やかに納品することとし、既存の推奨店に対しては、ステッカーの劣化等に伴い、再送付の依頼があった場合に、隨時納品する。

イ 推奨店及び給水スポットを掲載したマップの更新

「推奨店」、公共施設等で飲料水を提供している「給水スポット」及びウォータースタンド株式会社との連携協定（※）に基づき設置している給水機の位置情報を掲載した本市ホームページ「京都ごみネット」内の「マイボトル・給水スポットと衣料品自主回収について」のホームページの情報を更新（ロゴの追加、マップへの位置情報の追加程度）する。

※ 連携協定

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000263491.html>

＜参考：新規登録数目安＞

推奨店新規登録数 約10件／年、給水スポット新規登録件数 約15件／年

(2) マイボトル推奨店支援

ア 地下鉄広告やホームページを通じたPR

- ・ 推奨店を市民にPRするために、広告ポスターを作成のうえ、地下鉄広告（駅ホーム可動柵広告 小型10枚セットを想定）を1か月間、1駅に掲載する。掲載費の他、掲出作業に当たっては、原則、交通局指定代理店と別途契約が必要となるため、費用負担すること。

また、これとは別に、B2版にリデザインしたポスターを50部（予定）作成すること。

＜参考＞地下鉄広告について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000203153.html>

- ・ マイボトルの利用促進や使い捨てプラスチック容器の使用抑制などについて、先進的な取組を行っている推奨店（本市が指定する3社程度）へ取材（写真撮影含む）を行い、先進的な取組事例、ノウハウ、取組効果の紹介等に関する記事原稿を作成し、本市ホームページ「京都ごみネット」内の「プラスチック資源循環に向けた事業者等の取組」（※）に追加する形で、事業者等の取組内容を分かりやすく掲載すること。

また、同ページにすでに掲載している取組事例も含めて、より多くの市民・事業者に閲覧していただけるよう、生活情報誌への掲載、SNS広告などでPRを行うこととし、手法については、提案すること。

※ プラスチック資源循環に向けた事業者等の取組

https://kyoto-kogomi.net/recycle_plastic/

イ 消費者向けの周知啓発

マイボトル推奨店の利用促進も含めて、マイボトル利用に向けた消費者の行動変容につながるように、消費者への効果的なPR方法について、下記の例を参考に、具体的な提案を求める。

なお、例に限らず受託者の経験やノウハウを活かした自由な提案を求める。

＜例＞

- ・ 推奨店の店内での消費者への啓発
- ・ 消費者が閲覧するホームページやアプリなど（学生向けアプリなど）への情報掲載
- ・ 店舗やイベント等で配布可能なPRツールの作成
- ・ 特定のターゲットにマイボトル利用を呼び掛けるSNS広告の実施

ウ 市民への周知啓発キャンペーンの実施

マイボトル推奨店・給水スポットの認知度向上及びマイボトル利用や使い捨てプラスチック削減に向けた消費者の行動変容につながるように、市民に対しての周知啓発キャンペーンを行う。下記の例を参考に、効果的な周知啓発手法の提案を求める。

キャンペーンは2回以上実施することとし、既存の集客イベント（環境関連イベント、学園祭など）と連携し、集客を見込むこと。

また、キャンペーンの周知については、SNS広告等、効果的な手法を検討し、実施に当たっては、市民に対してアンケートを実施し、消費者の行動変容を促す取組について検証すること。

＜例＞

- ・ マイボトル推奨店・給水スポットの認知度向上に向けたパネル展示及びチラシ配布
- ・ マイボトルの配布（本市在庫物品使用）
- ・ イベント用給水機を使用した、給水体験型ブース設置（水で溶ける飲料粉配布等）

エ マイボトル推奨店の拡大、店内でのプラ容器利用などの調査

推奨店拡大に向けて、未推奨店のカフェチェーン店を中心に、約10社程度、マイボトル対応の有無や店内使用プラ容器について、ホームページや電話にて調査する。

なお、約30社の推奨店においても、店内で使用するプラ容器について、京都市が使用状況を調査するため、未推奨店の調査確認に当たっては、質問事項及び調査対象店舗等を予め本市と調整すること。

2 マイボトル普及啓発・給水スポット設置促進

(1) 事業所、学校向け給水スポットの設置促進

ペットボトル削減に向けて、日常利用において行動変容を促せる可能性が高く、取組効果が大きいと考えられる、会社員や大学生等をコアターゲットとし、事業所や学校でのマイボトル利用の普及啓発・給水機設置促進を進める。事業所等への配布を想定したチラシ（A4両面 カラー）をデザインし、2500部以上作成すること。

(2) 観光客のマイボトル使用の習慣化の促進

観光という非日常においてマイボトル使用の習慣化を促すために、宿泊施設や観光事業者等と連携したマイボトル利用の普及啓発・給水機設置促進を進める。そこで、マイボトル普及啓発・給水スポットのマップを紹介するPRツールとして、簡易啓発物等（QRコード付きカード、うちわ等を想定）をデザインのうえ、5000部以上作成することを想定しているが、数量は増減の可能性がある。デザインは、視覚的に訴えかけるイラストを中心とし、外国語（英語、中国語、韓国語）を併記すること。

また、リデザインのうえ、地下鉄・バス一日券に掲載する広告を作成し、10万枚以上に掲載する（広告掲載費を含む）。

＜参考＞地下鉄・バス一日券カード広告について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000314310.html>

3 物品等の使用

企画の実施に当たり、必要となる物品等がある場合には、本市所有物品（本業務において使用する場合、協議のうえ、本市から無償で提供する。）を優先的に使用することを原則とし、他に独自に調達する物品等があれば、使用方法、仕様及び数量を提案すること。

なお、使い捨てプラ製品及びプラ製容器包装は使用しないこと。

＜本市所有物品＞

- ・ 風呂敷（900mm×900mm、約150枚）
- ・ 風呂敷（700mm×700mm、2種各約250枚）
- ・ エコバッグ（360mm×370mm、2種各70枚）
- ・ エコバッグ（360mm×370mm、2種各900枚）※
※ 京都水族館とのコラボデザインであるため、活用機会は京都水族館と協議を要する。
- ・ ミニボトル（Φ45mm×144mm、ステンレス製、マイボトル絵柄あり、約500個）
- ・ ミニボトル（Φ57mm×144mm、ステンレス製、マイボトル絵柄あり、約900個）

第5 委託業務の進行等

1 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に届け出て、承認を得るものとする。

2 実績報告書の作成

事業終了後、速やかに当事業の実績報告書をとりまとめ、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に提出する。

3 成果物

以下の資料を成果品として、提出する。

- (1) 各PRツール、広報物等の入稿用版下データ（Adobe Illustrator（CC対応）に対応）
 - ア 再編集可能なデータ
 - イ アウトライン化済みのデータ
- (2) 各PRツール、広報物のPDFデータ
- (3) 調査結果の報告書

4 業務終了時検査及び委託料の精算

本委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け精算するものとする。

なお、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

5 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。

第6 その他

1 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

2 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

3 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

（以上）